

平成25年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年12月17日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月17日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	水野智見
	3番	戸谷裕治	4番	安藤洋一
	5番	佐藤茂	6番	山田新太郎
	7番	伊藤俊一	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政策推進室	室長	伊藤 芳樹	政策推進課長	黒川 静一
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 税務課長	服部 康彦
		次長兼 総務課長	江上 文啓		
	民生部	部長	佐藤 一夫	次長兼 環境課長	上田 実
		次長兼 健康推進課長	川合 保	次長兼 子育て推進課長	鈴木 利彦
	産業建設部	部長	水野 久夫	次長兼 まちづくり推進課長	志治 正弘
				次長兼 まちづくり推進課長	
	上下水道部	次長	絹川 靖夫	下水道課長	加藤 和己
		水道課長	佐藤 正樹		
	消防本部	消防長	大橋 清	次長兼 消防署長	坪井 利親
		総務課長	伊藤 啓二		
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	部長兼 教育課長	鈴木 智久
		生涯学習課長	江場 満	給食センター所長	大橋 幸一
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務局	局長	松岡 英雄	書記	伊藤恵美子
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第54号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第55号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第56号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第57号 蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第58号 蟹江町水道事業給水条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第60号 平成25年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第61号 平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 発議第12号 安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について
- 日程第9 発議第13号 任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書の提出について
- 日程第10 発議第14号 医療提供体制の充実を求める意見書の提出について
- 日程第11 発議第15号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について
- 日程第12 発議第16号 介護職員の処遇改善を求める意見書の提出について
- 日程第13 発議第17号 新聞の軽減税率に関する意見書の提出について
- 日程第14 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 高坂康彦君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

本日は平成25年第4回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をお願いいたします。

皆さんのお手元に、発議第12号から発議第17号までの意見書提出議案、総務民生及び防災建設常任委員会の審査報告書、議会運営委員会の報告書が配付してあります。

防災建設常任委員には、総務民生常任委員会に配付されました議案第55号の資料が、総務民生常任委員には、本会議で請求のありました議案第58号の資料が配付してあります。

また、平成25年第3回定例会の会議録の写しが配付されてありますので、お目通しをお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、12月12日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 菊地久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○議会運営委員長 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会のご報告をさせていただきますと思います。

去る12月12日、一般質問終了後に開催されました議会運営委員会の協議の結果は、次のとおりでございます。

最初に、意見書の取り扱いについてであります。

9月定例会で継続審議となっておりました1件と、その後に提出されました18件の意見書の取り扱いについて協議をいたしました。その結果を申し上げます。

採択することとなった意見書は6件ありました。

ア「安心して子育てできる制度の確立を求める意見書」、イ「任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書」、ウとして「医療提供体制の充実を求める意見書」、エといたしまして「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書」、オといたしまして「介護職員の処遇改善を求める意見書」、カといたしまして「新聞の軽減税率に関する意見書」、この6件は全会派の賛同が得られましたので、最終日に議員提出議案として上程し、採択することとなりました。

次に、不採択にすることになりました意見書は11件でございます。内容につきましては、お手元の配付資料アからサでございますので、お目通しのほどお願いをいたします。

なお、継続審議することになった意見書は2件でございます。内容につきましては、これもお手元の配付されております資料のアとイでございますので、お目通しをお願いいたします。

す。

次に、商工会から提出をされた陳情書の取り扱いについてでございますが、従来の陳情書の取り扱いと同様とし、全議員に配付することとなりました。

次に、平成26年第1回定例会（3月）の日程が決まりました。委員会報告書に添付されているとおりでございますので、よろしくお願いいたします。資料を参照してくださいませ。

最後にその他についてであります。

3月の議会の議案説明会につきましては、平成26年2月21日金曜日、午前10時から役場3階協議会室にて、全議員に議案説明が行われることになりましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上が報告でございますので、お願いをいたします。

ありがとうございました。

（10番議員降壇）

○議長 高坂康彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 高坂康彦君

日程第1 議案第54号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」

日程第2 議案第55号「蟹江町税条例の一部改正について」

日程第3 議案第56号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第4 議案第57号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例等の一部改正について」

本4案は総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 吉田正昭君、ご登壇ください。

（12番議員登壇）

○総務民生常任委員長 吉田正昭君

総務民生常任委員会に付託されました4案件につきまして、12月5日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、初めに、議案第54号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、7級職員の役職は何かという質疑がありました。これに対して、7級の職員とは部長クラスであるという内容の答弁がありました。

次に、勤務成績の評価はどのようにしているのかという内容の質疑がありました。これに

対して、毎年2月1日に勤務評定を行い、第1次評定者、第2次評定者、調整者の中で評価を行うという内容の答弁がありました。

次に、管理職の勤務評価はどういう項目があるのかという内容の質疑がありました。これに対して、一般職と違い、指揮、指導、統率力、企画力、決断力、表現力、折衝力、知識、倫理などが評定となるという内容の答弁がありました。

他に質疑を求めたところ、他に質疑もなく、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第54号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、改正により、一般の年金所得者にはどのような影響があるのかという内容の質疑がありました。これに対して、年金所得者には影響はないという内容の答弁がありました。

次に、今回の改正により、株式、投資信託など分離課税から総合課税になるのか、何が変わるのかという内容の質疑がありました。これに対して、株式を従来やっておられる方は変わりはない、利子割に対して今まで分離課税をしていたものが、配当割部分についても課税という形に変わっている部分があるという内容の答弁がありました。

他に質疑を求めたところ、他に質疑もなく、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第55号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたしました。

初めに、国民健康保険税の最高額は幾らかという内容の質疑がありました。これに対して、最高額は医療部分で51万円、後期高齢支援金分で14万円、介護納付金分で12万円、合計77万円であるという内容の答弁がありました。

他の質疑を求めたところ、他に質疑もなく、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第56号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例等の一部改正について」を議題といたしました。

初めに、本町六丁目140番地は火葬場のどこになるのかという内容の質疑がありました。これに対して、斎苑のムノ割78番地の1が代表地番だったので、今回地番を140番地としたという内容の答弁がありました。

他の質疑を求めたところ、他に質疑もなく、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第57号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(12番議員降壇)

○議長 高坂康彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより、議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第54号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第55号「蟹江町税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第56号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第57号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高坂康彦君

日程第5 議案第58号「蟹江町水道事業給水条例等の一部改正について」、本案は防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○防災建設常任委員長 黒川勝好君

それでは、防災建設常任委員会に付託をされました1案件につきまして、去る12月5日に委員会を開催をし、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第58号「蟹江町水道事業給水条例等の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入りましたところ、消費税率の引き上げにより、1人世帯や低所得者の方たちに対し、非常に厳しい料金の上乗せになると思う。少しでも負担が少なくなるよう、基本水量の引き下げは考えられないかという内容の質疑がありました。これに対しまして、消費税が平成26年4月から8%、平成27年10月から10%になると思われるので、基本料金を含めて慎重に検討し、減収にならないよう調整をしていきたいという内容の答弁がございました。

次に、水道料金の減免措置を受けている世帯はどれくらいあるのかという内容の質疑があ

りました。これに対しまして、家庭内の漏水などの減免は年間約5件あるが、町からの通知によって減免を受けている世帯はないという内容の答弁がございました。

次に、生活保護を受けている方は減免措置が受けられるのではないかという内容の質疑がありました。これに対しまして、生活に必要な経費として、生活保護の中に水道料金が含まれているという内容の答弁がありました。

次に、この条例でいう減免通知はどのようなときに出すのかという内容の質疑がありました。これに対しまして、災害時や緊急時のときに町が決定し通知を出す、基本は災害時等を想定しているという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がございましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第58号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(9番議員降壇)

○議長 高坂康彦君

以上で委員長報告を終わります。

直ちに委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高坂康彦君

日程第6 議案第60号「平成25年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長 高坂康彦君

日程第7 議案第61号「平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長 高坂康彦君

日程第8 発議第12号「安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

菊地久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○10番 菊地 久君

ご提案を申し上げます。

まず、発議第12号「安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年12月17日提出。

提出者、蟹江町議会議員、菊地久。

賛成者、同、中村英子、同、伊藤俊一、同、奥田信宏、同、吉田正昭、同、松本正美でございます。

では、めくってください。

案文を朗読させていただきます。

安心して子育てできる制度の確立を求める意見書（案）。

女性が産む子どもの数が減少し続けている。

その要因として劣悪な労働環境とともに、子どもを産み育てることにお金がかかりすぎる
ことがあげられる。

妊産婦健診費用や子どもの医療にかかる費用は若い世代にとって大きな負担である。

格差と貧困がひろがるなか、お金のあるなしにかかわらず、安心して子どもを産み、育て
られる社会をめざして、子育て施策を拡充していくことは、国の責任である。

以上の趣旨から政府におかれては、以下の項目を緊急に実施されるよう強く要望する。

記。

1. 18歳年度末までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早急に創設すること。
2. 現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないこと。
3. 妊産婦健診助成を恒久的に実施し、内容は初回の健診も含め、産前14回、産後1回を
無料で受けられるようにすること。

4. 就学援助への国の予算措置を復活し、増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月17日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣で
あります。

以上、終わります。

(10番議員降壇)

○議長 高坂康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

○議長 高坂康彦君

日程第9 発議第13号「任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

中村英子君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○8番 中村英子君

ご提案申し上げます。

発議第13号「任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年12月17日提出。

提出者、蟹江町議会議員、中村英子。

賛成者、同、伊藤俊一、同、奥田信宏、同、吉田正昭、同、松本正美、同、菊地久でございます。

意見書案の朗読をもって、提案にかえさせていただきますので、お願いいたします。

任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書(案)。

ヒブ・小児用肺炎球菌・HPVの3ワクチンは、定期予防接種とされた。

いま、他のワクチンも今後、定期接種とするかどうかの検討がされているが、WHOや諸外国において推奨されている予防接種を、予防接種法に基づかない「任意接種」として、その必要性や費用負担、そして接種による健康被害に対する負担の多くを被接種者に求めていること自体が大きな問題である。

予防接種は、本来公衆衛生行政として接種費用を国が負担すべきで、接種による健康被害の管理、そして補償についても国が責任を持つべきである。

日本で定期接種となっていないワクチンのうち、流行性耳下腺炎は国ごとの予防接種計画に基づいて実施するようWHOが接種を勧告されている。また、水痘、成人用肺炎球菌については、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどで接種が推奨されている。

以上の趣旨から政府におかれては、以下の項目を緊急に実施されるよう強く要望する。
記。

1. 水痘ワクチン、流行性耳下腺炎ワクチン、B型肝炎ワクチン、ロタウィルスワクチン、成人用肺炎球菌ワクチンの任意の予防接種を定期予防接種とし、無料で受けられるようにすること。

2. 定期予防接種に位置づけられるまでの間は、任意の予防接種の副作用対策と公費助成の拡充をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月17日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。
以上であります。

(8番議員降壇)

○議長 高坂康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

○議長 高坂康彦君

日程第10 発議第14号「医療提供体制の充実を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

伊藤俊一君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○7番 伊藤俊一君

ご提案申し上げます。

発議第14号「医療提供体制の充実を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年12月17日提出。

提出者、蟹江町議会議員、伊藤俊一。

賛成者、同、奥田信宏、同、吉田正昭、同、松本正美、同、菊地久、同、中村英子。

朗読をもって提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

医療提供体制の充実を求める意見書(案)。

ここ数年に亘る社会保障連続改革と増税により、国民が受ける社会保障の給付は削減され、負担は大幅に増加した。そのしわ寄せは、低所得者を直撃し、格差社会の拡大がさらに深刻

になっている。

いまこそ、県民の不安をなくし、暮らしに安心・安全を保障するため、憲法第25条にもとづく社会保障の充実が求められている。

したがって、愛知県におかれては、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。
記。

1. 南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実すること。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実すること。

2. 平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめること。

3. 補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実を図ること。

4. 県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させること。

5. 厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ること。
以上。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月17日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

以上でございます。よろしくご審議お願い申し上げます。

(7番議員降壇)

○議長 高坂康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

○議長 高坂康彦君

日程第11 発議第15号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意

見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

奥田信宏君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○11番 奥田信宏君

発議第15号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年12月17日提出。

提出者、蟹江町議会議員、奥田信宏。

賛成者、同、吉田正昭、同、松本正美、同、菊地久、同、中村英子、同、伊藤俊一。

案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）。

厚生労働省は2011年6月17日、看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」の通知（5局長通知）を発出しましたが、その中で「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交替制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題」としています。

さらに、2013年2月8日には、医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため「医療分野の雇用の質の向上のための取組について」（6局長通知）を発出し、看護師だけでなく医療スタッフ全体に拡大させる取組を推進しています。

今後、少子化社会が到来する中で、医療・介護の「崩壊」の現状から「再生」へと進むためには、医師・看護師・介護職員など医療・福祉労働者の深刻な人手不足を早急に解消することが不可欠であり、看護師などの夜勤・交替制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善とをはじめとする労働環境改善が不可欠です。

厚生労働省の5局長通知及び6局長通知を実効あるものにするためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現することが求められています。

以上の趣旨から下記の事項について国に要望します。

1. 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、勤務間隔12時間以上、週32時間以内とし、労働環境を改善すること。

2. 医師・看護師・介護職員など大幅に増員すること。

3. 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月17日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。
以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

(11番議員降壇)

○議長 高坂康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第15号は原案のとおり可決されました。

○議長 高坂康彦君

日程第12 発議第16号「介護職員の処遇改善を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

吉田正昭君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○12番 吉田正昭君

ご提案を申し上げます。

発議第16号「介護職員の処遇改善を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年12月17日提出。

提出者、蟹江町議会議員、吉田正昭。

賛成者、同、松本正美、同、菊池久、同、中村英子、同、伊藤俊一、同、奥田信宏。

朗読をもって提案説明とさせていただきます。

介護職員の処遇改善を求める意見書(案)。

介護職員の賃金改善と離職率低下を目指して2009年10月から実施された介護職員処遇改善交付金制度は、2012年の介護報酬改定で介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることになった。しかし、この加算制度は2015年3月末までの期限付きであり、

憂慮すべき問題となっている。

さらに、8月に閣議決定された社会保障制度改革プログラム法案骨子では、2015年介護保険制度改定で、軽度の予防段階とされる「要支援」を保険対象から外し、地域支援事業への移行が示されており、そうなれば市町村のサービス格差はもとより、安価な事業費で市町村から委託された結果、介護職員の賃金引き下げを招き、いっそうの介護職離れが懸念される。

超高齢社会を迎えて、いまだ介護職員不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続き、介護事業者は介護職員の確保に苦慮している。「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の介護を実現するためには、介護職員の確保にむけ賃金改善などの処遇改善が不可欠である。

介護職員の賃金は、全労働者の平均と比較してもおよそ3分の2程度で、10万円以上も低い実態にある。深刻な介護職場の人材不足を解消するために、一刻も早く全労働者の平均賃金に引き上げるなど、いっそうの介護職員の処遇改善を図ることが必要で、国民の負担増にならない方法での改善が求められている。

以上の趣旨から、安全・安心の介護実現のための介護職員の人材確保を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望する。

1. 介護職員処遇改善加算を2015年4月1日以降も継続すること。
2. 介護職員処遇改善加算の対象を介護職以外の職種にも拡大すること。
3. 国の責任で介護職員の待遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月17日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

(12番議員降壇)

○議長 高坂康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第16号は原案のとおり可決されました。

○議長 高坂康彦君

日程第13 発議第17号「新聞の軽減税率に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○1番 松本正美君

ご提案申し上げます。

発議第17号「新聞の軽減税率に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年12月17日提出。

提出者、蟹江町議会議員、松本正美。

賛成者、同、菊地久、同、中村英子、同、伊藤俊一、同、奥田信宏、同、吉田正昭です。

意見書案の朗読をもって提案とさせていただきます。

新聞の軽減税率に関する意見書(案)。

新聞販売店は、「国民の知的インフラとしての新聞を毎朝届けることで国力の維持に貢献している」という誇りを持ち、戸別宅配制度を維持することで、国民の政治的・社会的関心を喚起し続けることが使命と考えて日々の仕事に取り組んでいます。

政府は景気回復に向けて積極的政策を展開中ですが、国民の所得が順調に増える保証はありません。来年4月に予定されている消費税増税によって各家庭の経済的負担が増せば、民主主義を支える社会的基盤である新聞の購読を中止する家庭が増えることを懸念します。

そうなれば国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、日本の将来が危ういものになるでしょう。特に、社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合は格差が拡大し、社会的不安を招きます。

また、新聞販売店の経営が大幅に悪化すれば、全国36万人超の販売店スタッフの雇用の場が失われる可能性があります。

政府は「消費税アップに例外は作りたくない」と考えているようですが、多くの国では品目別の複数税率が導入されています。そして民主主義という観点での先進国では、以前より新聞・書籍等に軽減税率を適用しています。

政府には「複数税率の導入」、「新聞への軽減税率適用」の実現を強く要望します。

記。

1. 消費税増税にあたり複数税率を導入すること。
2. 新聞への軽減税率を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月17日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣。

以上であります。よろしく願いいたします。

(1 番議員降壇)

○議長 高坂康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第17号は原案のとおり可決されました。

○議長 高坂康彦君

日程第14 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 高坂康彦君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成25年第4回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前 9時49分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長 高 阪 康 彦

1 番 議 員 松 本 正 美

2 番 議 員 水 野 智 見